

報告第26号 放棄した債権の報告について

放棄した債権の報告について

1 債権の名称

- (1) (昭和54年2月20日付け 亡借受人 契約) 宅地取得資金貸付金
- (2) (昭和54年8月7日付け 亡借受人 契約) 住宅新築資金貸付金

2 債務者

A

3 債権の件数及び額

- (1) 宅地取得資金貸付金1件
未払いの元金利息金1,183,835円及びこれに係る違約金
- (2) 住宅新築資金貸付金1件
未払いの元金利息金2,392,429円及びこれに係る違約金

4 放棄した事由

小松島市債権管理条例第14条第1項第1号及び第4号

(理由)

亡借受人が借り入れた第1項の貸付金を原資として取得した土地及び新築した建物に設定された、本市を抵当権者とする抵当権に基づき担保不動産競売を申し立てたが、売却されなかった。

また、亡借受人の相続人である債務者 A について、生活保護法の適用を受け、高齢でもあることから、資力の回復が困難であること、契約書の不備により連帯保証人が存在しないことから、これ以上の債権回収が困難であるため。